

令和2年第7回山鹿市農業委員会総会議事録

令和2年7月6日(月) 13時24分から14時04分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 稲葉 和弘	4番 欠 席
5番 廣松 久喜	6番 長曾我部徹	7番 米岡 一利	8番 欠 席
9番 栗原 政数	10番 阿蘇品幸博	11番 守川 千穂	12番 廣田 幸徳
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

2名 4番 森 利光 8番 若杉 史

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口 美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第47号 空き家に附属した農地の指定
議案第48号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第49号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第51号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
議案第52号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第13号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第14号 農地法第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

事務局長（堤高治君）

皆さんこんにちは、農業委員総数 14 名のうち、2 名の委員から欠席の届け出がっております。委員総数 14 名中、12 名が出席されており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

2. 会長挨拶

事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 2 年第 7 回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、1 番竹下輝明委員、2 番下田幸夫委員にお願いいたします。

4. 議 事

議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

それでは、議案書の 1 ページをお開き下さい。

議案第 46 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。農地等の所有権の移転について、下記のとおり申請があったので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいから、委員会の議決を求めるとでございます。

提案番号 81 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、提案番号 82 番との交換でございます。調査書につきましては 1 ページ記載のとおりです。議案書 2 ページをお願いします。

提案番号 82 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、提案番号 81 番との交換でございます。調査書につきましては 2 ページ記載のとおりです。議案書 3 ページをお願いします。

提案番号 83 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、新規就農による取得でございます。譲受人は菊鹿地区で飲食業を営まれておりますが、新たに栗を使った団子などを物産館等で販売される計画であるため、今回、栗園を取得されるものでございます。調査書につきましては 4 ページ記載のとおりです。議案書 4 ページをお願いします。

提案番号 84 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 5 ページ記載のとおりです。

以上 4 件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 81 番から 82 番を北部地区担当委員

5 番（廣松久喜君）

提案番号 81 番から 82 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 83 番から 84 番を東部地区担当委員

11 番（守川千穂君）

提案番号 83 番から 84 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 46 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 47 号、空き家に附属した農地の指定を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 5 ページをお開き下さい。

議案第 47 号、「空き家に附属した農地の指定」でございます。空き家に附属した農地の指定について、下記のとおり申請があったので、農地法施行規則第 17 条第 2 項第 1 号の規定により決定したので、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号 2 番、申請地及び申請人等は記載のとおりでございます。

本案件は山鹿市農業委員会が定める別段面積 1 アール要件による取得に係る申請でございます。

また、申請地は、山鹿市空き家バンクに登録された空き家に附属する農用地区域外の農地でございます。

次に、「別紙 2 の現地写真・土地利用計画図」の 29 ページをご覧ください。

現況は、管理された農地ですが、未整備の農地であり、農地の集積が図られるべき農地ではなく、また、所有者が今後、維持管理を行う見込みがなく、遊休農地化の恐れがあるため、空き家に附属した農地に指定するものでございます。

なお、今後の流れとしましては、総会で決定し公示を行った後に、来月の総会で、山鹿市農業委員会が定める別段面積、1 アール要件による所有権移転許可申請をされる予定でございます。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
(「質疑なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 47 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 48 号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 48 号 農地転用事業計画変更承認申請でございます。下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものでございます。

提案番号 1 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

本案件は、平成 3 年 11 月 5 日付けで、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき一般住宅を転用目的として許可したもので、農地転用者の変更を行うものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 1 ページから 2 ページをお願いします。

1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

現況は、造成工事まで終了しており、変更前の事業計画に従った事業の実施状況は 30% と判断しております。

次に、調査書 6 ページから 7 ページをお願いします。

6 ページに立地基準を、7 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。

以上、1 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

議長（坂本照子君）

質疑はありますか。それではお諮りいたします。議案第 48 号は原案のとおり変更承認することに賛成の方は挙手願います。

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 49 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 7 ページをお願いします。

議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

農地法第 4 条第 1 項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものでございます。

提案番号 12 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用事業者は個人で、すでに農業用物置 2 棟が建築されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 3 ページから 4 ページをお願いします。

3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 8 ページから 9 ページをお願いします。

8 ページに立地基準を、9 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 8 ページをお願いします。

提案番号 13 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用事業者は個人で、長年宅地として利用されていた農家住宅を解体し、新たな農家住宅を建築している際に、地目が農地だと判明したため、今回申請されたものです。経緯について始末書の提出があるため、追認となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 5 ページから 6 ページをお願いします。

5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 10 ページから 11 ページをお願いします。

10 ページに立地基準を、11 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 12 番を北部地区担当委員

2 番（下田幸夫君）

提案番号 12 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 13 番を南部地区担当委員

1 番（竹下輝明君）

提案番号 13 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 49 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 49 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 50 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の9ページをお願いします。

議案第50号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものでございます。

提案番号56番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、すでに駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の7ページから8ページをお願いします。

7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書12ページから13ページをお願いします。

12ページに立地基準を、13ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の10ページをお願いします。

提案番号57番及び議案書11ページの提案番号58番は、申請地が近接し、転用目的が同じであるため、一括して説明いたします。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑に賃貸借権を設定し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の9ページから12ページをお願いします。

9ページ及び11ページに現地の状況写真、10ページ及び12ページに土地利用計画図をそれぞれ掲載しております。

次に、調査書14ページから17ページをお願いします。

14ページ及び16ページに立地基準を、15ページ及び17ページに一般基準をそれぞれ記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の12ページをお願いします。

提案番号59番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、269㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の13ページから14ページをお願いします。

13ページに現地の状況写真、14ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書18ページから19ページをお願いします。

18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の13ページをお願いします。

提案番号60番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑、530㎡を取得し、建売住宅として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の15ページから16ページをお願いします。

15ページに現地の状況写真、16ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書20ページから21ページをお願いします。

20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の14 ページをお願いします。

提案番号 61 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 311 m²を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 17 ページから 18 ページをお願いします。

17 ページに現地の状況写真、18 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 22 ページから 23 ページをお願いします。

22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 15 ページをお願いします。

提案番号 62 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 2 筆、1,104 m²を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 19 ページから 20 ページをお願いします。

19 ページに現地の状況写真、20 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 24 ページから 25 ページをお願いします。

24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 16 ページをお願いします。

提案番号 63 番から議案 18 ページの 65 番までは、申請地が近接し、転用目的が同じであるため、一括して説明いたします。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人又は法人で、申請地の畑を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。

21 ページから 26 ページに各案件の現地の状況写真及び土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

26 ページから 31 ページに各案件の立地基準及び一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 19 ページをお願いします。

提案番号 66 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、650 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 27 ページから 28 ページをお願いします。

27 ページに現地の状況写真、28 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 32 ページから 33 ページをお願いします。

32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、11 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 56 番を北部地区担当委員

2 番（下田幸夫君）

提案番号 56 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 57 番から 62 番を南部地区担当委員

10 番（阿蘇品幸博君）

提案番号 57 番から 62 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 63 番から 66 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 63 番から 66 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 50 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 50 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 51 号、農業経営基盤強化促進法の規定による、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 20 ページをお開き下さい。

議案第 51 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。この案件は農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものでございます。今回の利用権設定は、新規設定 5 件、

その面積は 22,980 m²でございます。

提案番号 36 番～22 ページの提案番号 40 番までの、申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、「水稻」を作付け予定でございます。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 51 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 52 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 23 ページをお開き下さい。

議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 4 件でその面積は、8,189 m²でございます。議案書に基づきまして、農用地利用集積計画の内容を説明いたします。

提案番号 138 番から提案番号 140 番までについて、申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりです。

作付けについては、「水稻」「飼料作物」等を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 34 ページから 35 ページ記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 52 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 52 号は、終わります。

4. 報 告

議長（坂本照子君）

次に、報告第 13 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書 24 ページをお願いします。

報告第 13 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 2 年 5 月に届出がありました件数は 10 件、筆数の合計は 63 筆、面積の合計は 68,259 m²でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 13 号は終わります。

次に、報告第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書 27 ページをお願いします。

報告第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による届出において、許可が不要とされている案件で、令和 2 年 5 月分の報告をいたします。

令和 2 年 5 月に届出がありました件数は 1 件、土地の所在、土地の所有者、事業計画者は申請書記載のとおりです。許可不要の内容は、携帯電話基地局でございます。

以上で報告を終わります。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 14 号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和 2 年第 7 回総会を閉会いたします。

6.閉 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 _____

1 番 農業委員 _____

2 番 農業委員 _____